

※参考資料 1. 建築基準法・同施行令・同施行規則（抜粋）

■建築基準法

（建築物に関する中間検査）

第7条の3

建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 **【法定】**
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程 **【県・3市の告示】**

2～5（略）

- 6 第1項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第18条第22項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

※7項以下省略

（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）

第7条の4

（指定確認検査機関による中間検査の規定） ※詳細は省略

■建築基準法施行令

（工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程）

第11条

法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。 **【法定】**

（中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程）

第12条

法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

■建築基準法施行規則

(特定工程の指定に関する事項) 【県・3市の告示】

第4条の11

特定行政庁は、法第7条の3第1項第二号及び第6項（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合には、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 中間検査を行う区域を限る場合にあつては、当該区域
- 二 中間検査を行う期間を限る場合にあつては、当該期間
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあつては、当該構造、用途又は規模
- 四 指定する特定工程
- 五 指定する特定工程後の工程
- 六 その他特定行政庁が必要と認める事項

※参考資料2. 中間検査指定に関する県・3市の告示（熊本県・熊本市・八代市・天草市）

【熊本県】

当初 平成18年6月30日熊本県告示第697号
改正 平成23年6月14日熊本県告示第628号
改正 平成28年7月19日熊本県告示第696号
改正 令和3年3月19日熊本県告示第249号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1)構造 次のいずれかに該当するもの

ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの

イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの

(2)用途 次のいずれかに該当するもの

ア 前号アに掲げる構造の建築物にあつては、長屋又は共同住宅

イ 前号イに掲げる構造の建築物にあつては、法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）

(3)規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

4 指定する特定工程

指定する特定工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事）の工程

(2)鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものにあつては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程

5 指定する特定工程後の工程

指定する特定工程後の工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程

(2)鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階柱又は壁の取付工事）の工程

6 適用除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【熊本市】

当初 平成18年6月30日熊本市告示第357号
改正 平成23年6月27日熊本市告示第359号
改正 平成28年7月11日熊本市告示第461号
改正 令和3年3月12日熊本市告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1)構造 次のいずれかに該当するもの

ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの

イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの

(2)用途 次のいずれかに該当するもの

ア 前号アに掲げる構造の建築物にあつては、長屋又は共同住宅

イ 前号イに掲げる構造の建築物にあつては、法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）

(3)規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

4 指定する特定工程

指定する特定工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事）の工程

(2)鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものにあつては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程

5 指定する特定工程後の工程

指定する特定工程後の工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程

(2)鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階柱又は壁の取付工事）の工程

6 適用除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【八代市】

当初 平成18年6月30日八代市告示第77号
改正 平成23年7月12日八代市告示第50号
改正 平成28年7月20日八代市告示第72号
改正 令和3年3月19日八代市告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1)構造 次のいずれかに該当するもの

ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの

イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの

(2)用途 次のいずれかに該当するもの

ア 前号アに掲げる構造の建築物にあつては、長屋又は共同住宅

イ 前号イに掲げる構造の建築物にあつては、法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）

(3)規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

4 指定する特定工程

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事）の工程

(2)鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものにあつては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程

5 指定する特定工程後の工程

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程

(2)鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階柱又は壁の取付工事）の工程

6 適用除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【天草市】

当初 平成24年4月16日天草市告示第 54号
改正 平成29年2月27日天草市告示第 21号
改正 令和 3年3月19日天草市告示第177号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1)構造 次のいずれかに該当するもの

ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの

イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの

(2)用途 次のいずれかに該当するもの

ア 前号アに掲げる構造の建築物にあつては、長屋又は共同住宅

イ 前号イに掲げる構造の建築物にあつては、法別表第1イ欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）

(3)規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

4 指定する特定工程

指定する特定工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事）の工程

(2)鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものにあつては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程

5 指定する特定工程後の工程

指定する特定工程後の工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1)木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程

(2)鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

(3)鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階柱又は壁の取付工事）の工程

6 適用除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【県・3市の告示】鉄筋コンクリート造等関連：指定の特殊建築物

熊本県・熊本市・八代市・天草市共通

【参考】法別表第1（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

熊本県内の特定行政庁: 建築確認・検査等窓口一覧

2021年7月時点

所管部署(県)	電話番号	管轄の行政区域
県央広域本部 景観建築課	096-273-9634	宇土市、宇城市、美里町 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 上天草市、苓北町
県北広域本部 景観建築課	0968-25-2729	荒尾市、玉名市 長洲町、和水町、南関町、玉東町 山鹿市、菊池市
	0968-25-2724	合志市、菊陽町、大津町 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、 高森町、西原村、南阿蘇村
県南広域本部 景観建築課	0965-33-3117	氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町 人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、 相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
県建築課 建築指導班	096-333-2534	—

所管部署(3市)	電話番号	管轄の行政区域
熊本市 建築指導課 建築審査室	096-328-2516	熊本市
八代市 建築指導課	0965-33-4750	八代市
天草市 建築課	0969-32-6797	天草市

※メールアドレスは、各機関のホームページ等からご確認ください。